

四日市市教委告示第7号

四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱
 四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱（平成15年四日市市教委告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（小規模特認校制度についての例外）</u> 第9条 <u>別表1に掲げる許可基準のうち小規模特認校に該当するときは、第3条から前条までの規定は適用せず、四日市市立小学校小規模特認校制度に関する実施要綱（令和6年教委告示6号）に定めるところによる。</u></p> <p>第10条 （略）</p>	<p>第9条 （略）</p>

改正後				
別表1				
許可基準	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
（略）				
選択可能地区	（略）	（略）	（略）	（略）
小規模特認校	四日市市立小学校小規模特認校制度に関	対象者・期間・添付書類等については四日市市立小学校小規模特認校制度に関する実施要綱で定めるところによる。		

	<u>する実施要綱</u> <u>に基づき、小</u> <u>規模特認校へ</u> <u>の就学が適当</u> <u>であると認め</u> <u>た場合</u>	
--	---	--

改正前				
別表 1				
許可 基準	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
（略）				
選 択 可 能 地 区	（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（教育委員会教育総務課）